

伊丹市安全安心のまちづくりのための
カメラの設置に関する条例付則第2項
の規定による条例の見直しについて

令和2年9月

都市安全企画課

伊丹市安全安心のまちづくりのためのカメラの設置に関する条例 付則第2項の規定による条例の見直しについて

カメラを設置するまでの背景

行政による防犯カメラの設置については、大多数の市民が賛成
1000台のカメラ設置の方針を打ち出す

条例の制定



プライバシー保護のため、録画された画像を厳格に取り扱うルール作り

参画と協働



カメラの設置場所については、それぞれの地域住民の意思による決定

カメラ設置による効果



カメラの設置後、街頭犯罪認知件数が明らかな減少傾向にあり、カメラによる抑止効果を示す

市民の防犯意識の向上



市民によるカメラ増設の要望が続く



施策の見直し

時代背景による児童の見守り強化と市民要望に応じるため、さらに200台のカメラ増設

安全・安心見守りネットワーク事業の推進



ミマモルメ受信器をさまざまな場所に設置し、空白地帯の解消を目指す

条例について



法務担当課と条例改正の必要性について検討

検証結果



条例の改正については不要、施策については1000台設置後に教育委員会や市民などの意見を反映

第6次伊丹市総合計画



総合計画中に安心見守りネットワークなどによる見守りを強化すると明記